

掛川市規則第19号

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市知的障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3及び別表第2の1の表備考2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。